

工事看板

①

法面保護の工事内容について

1. 施工手順

法面保護工事は、以下のフローにより施工を行います。

①仮設道路設置

工事車両が通行する仮設道路を
管理用道路を拡張して造ります。
仕立て、資材置場も設置します。



②粘土・地盤改良・掘削

軟弱な粘土等を固化材を用いて改良し、
掘削した土は、崩落した法面の盛土に
利用して法面を復元します。



③ブロックマット敷設

復元された法面にブロックマット
を敷設して完成です。



②

2. 法面保護工事における環境への配慮について

(1) 環境への配慮（水路断面）

工事の実施については、環境への配慮（生態系、景観、生活環境の配慮）を行い、以下の
タイプ別により施工を行います。

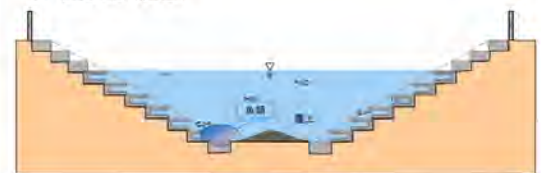
- 生態系への配慮（覆土、緩勾配、緑化及び自然植生可能な法面工法）
- 景観への配慮（緑化及び自然植生可能な法面工法）
- 生活環境への配慮（土がより下り可能な法面保護工法）

1) 基本型



- 法面部分は、緑化及び自然植生が可能な保護工法とします。
- カメ類やベンケイガニ等が移動できるような緩やかな傾斜とします。
- タココ類の産卵基盤となる二枚貝の生息場所保全のため、現地の土砂（未改良土）を一面
敷き、水路底へ覆土を行います。

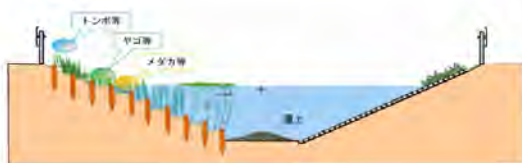
2) 維持管理型（魚果型）



- 法面保護工下部を魚類の生息場所となるような構造とします。
- 幅4.0mに1箇所程度設けます。

③

3) 多自然型



- 既存する樹林地と水辺の間の連続性を確保します。
- 水生植物の定着を促すため、また魚類の各成長過程での生息環境として機能させるため、
様々な水深を確保します。
- 地区内の代表的な箇所を設置します。

(2) その他の配慮（水路断面以外の配慮）

1) 水質保全に対する配慮（中和処理）

- 本工事は地盤改良工事を行うための掘削中の排水については、施工範囲内に排水するため、
中和処理を行った後、排水を行います。

2) 周辺環境への配慮について

- 工事で使用する重機は、排出ガス対策型のものを使用します。

④

3) 生物の生息、生息環境への配慮

- 資材置き場や工事範囲を最小限とし、動植物への影響を最小限に抑えます。
- 施工範囲に移植や移動等が必要な種が確認された場合は、類似した環境適地への移植、移動
等を行います。
- 魚類の避難場所を確保するため、長大区間や連続施工を避けた施工を行います。

受益地区の保全対象種



発注者：九州農政局 筑後川下流左岸農地防災事業所

TEL：0942-38-4326

受注者：（株）***